

国住指第 288 号
令和 4 年 10 月 11 日

指定確認検査機関（大臣指定）の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
（ 公 印 省 略 ）

建築基準法施行令の一部を改正する政令等の施行について（規制改革関連）
（技術的助言）

風力発電設備の設置に先立つ事業性評価に必要な風速等の観測のために設置する塔（以下「風況観測塔」という。）については、規制改革実施計画（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）（別紙）において、「人が容易に立ち入らない場所に立地する存続期間が 2 年以内の風況観測塔その他の簡易な形状の工作物に対する規制を緩和し、高さ 60m 超であっても大臣認定を不要とする」こととされ、今般、風況観測塔その他の大規模な工作物に適用すべき構造規制について検証を行った結果を踏まえ、「建築基準法施行令の一部を改正する政令」（令和 4 年政令第 295 号）を令和 4 年 9 月 2 日に公布、同年 4 年 10 月 1 日に施行し、これと併せて「構造及び周囲の状況に関し安全上支障がない鉄筋コンクリート造の柱等の基準を定める件」（令和 4 年国土交通省告示第 1024 号。以下「告示第 1024 号」という。）を令和 4 年 9 月 30 日に公布、同年 4 年 10 月 1 日に施行しましたので、その運用等について下記のとおり通知します。

なお、本通知の発出に伴い、「高さが 60メートルを超える風況観測塔の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準の運用について」（令和 3 年 9 月 22 日付け国住参建第 1455 号）は廃止します。

また、都道府県建築行政主務部長並びに地方整備局長指定及び都道府県知事指定の指定確認検査機関、指定性能評価機関に対しても、この旨周知していることを申し添えます。

記

1. 政令改正及び告示第 1024 号の概要

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 147 条第 3 項から第 5 項までを改正し、高さが 60m 超の工作物であっても、存続期間が 2 年以内で、構造及び周囲の状況に関し安全上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものであれば、時刻歴応答解析及びそれに係る大臣認定並びに構造関係規定の一部の規定等の適用を除外し、構造及び周囲の状況に関し安全上支障がないものの基準を告示第 1024 号に定めた。その対象は令第 138 条第 1 項第 2 号に掲げる工作物で高さが 90m 以下のものであり、風況観測塔のような簡易な構造形式を想定するものである。

なお、存続期間が 2 年超の工作物の場合や高さが 90m 超の工作物の場合には大臣認定の取得が必要となるが、存続期間に応じた想定外力の設定方法や認定実績を踏まえた知見の蓄積等により、大臣認定に関する審査に当たって、「煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽及び擁壁並びに乗用エレベーター又はエスカレーターの構造計算の基準を定める件」（平成 12 年建設省告示第 1449 号）第 4 の規定により準用する「超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件」（平成 12 年建設省告示第 1461 号）第 4 号ニの規定に基づき、時刻歴応答解析を要しないこととする場合も想定され得る。

2. 周囲の状況について

周囲の建築物、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 88 条第 1 項及び第 2 項に規定する工作物（平成 23 年国土交通省告示第 1002 号に規定するものを含む。）、同法第 42 条第 1 項各号に掲げる道路又は農道その他これに類する公共の用に供する道までの距離が風況観測塔等の高さの 2 倍に相当する距離以上であることとしているが、これは存続期間中に想定される地震等を超える大規模な地震等の発生により仮に支線が外れた場合に、周囲の建築物等や、道路等を通行する人等への被害の及ぶ範囲を考慮するものである。告示第 1024 号第 2 第 2 号のただし書の規定に基づく、安全上支障がない場合の判断に当たって参考にされたい。具体的には支線が外れた場合においても、周囲の建築物等や、道路等を通行する人等への被害の及ぶ範囲が限定的となる措置を講ずることが確かめられた場合などが想定される。

また、風況観測塔等の高さの 2 倍に相当する範囲内に建築物等がないことの確認に当たっては、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 3 条の表 1 に掲げる図書の配置図、付近見取図において「申請に係る工作物の位置並びに申請に係る工作物と他の建築物及び工作物との別」等が明示すべき事項とされており、確認申請時における当該図書により確認すること、完了検査時における目視、写真等により確認することが考えられる。

「規制改革実施計画」(抄)
(令和3年6月18日 閣議決定)

II 分野別実施事項

4. グリーン(再生可能エネルギー等)

(11) 建築基準法や電気事業法等に係る保安・安全規制等の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
54	風力発電における風況観測塔の設置に係る建築基準法の緩和	<p>風車の大型化に伴って主流となりつつある高さ60m超の風況観測塔の設置に関して、存続期間が限定的であり、人が容易に立ち入らない場所や洋上に設置され、人家等への影響も考えにくいことなどから、</p> <p>a 人が容易に立ち入らない場所に立地する存続期間が2年以内の簡易な形状の風況観測塔で、60m超のものに適用されている建築基準法による一律の基準を緩和し、時刻歴応答解析を不要とする。</p> <p>b 人が容易に立ち入らない場所に立地する存続期間が2年以内の風況観測塔その他の簡易な形状の工作物に対する規制を緩和し、高さ60m超であっても大臣認定を不要とする。</p>	<p>a: 令和3年度上期措置</p> <p>b: 令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置</p>	国土交通省